

第24号議案

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

電気事業法等の一部を改正する法律による電気事業法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例

芦屋市都市景観条例（平成21年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1認定を要する工作物の表芦屋景観地区の項第6号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、「及び同項第12号の卸供給事業者」を削り、同表芦屋川特別景観地区の項第6号中「電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号」を「電気事業法第2条第1項第17号」に改め、「及び同項第12号の卸供給事業者」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市都市景観条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

電気事業法等の一部を改正する法律による電気事業法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋景観地区及び芦屋川特別景観地区における景観法に基づく認定を要する工
作物の種類の特例規定において引用する電気事業法の条項を改めるものとする。

(別表第1関係)

- (2) その他規定の整理

3 施行期日

平成28年4月1日